

かながわ労働センター川崎支所

弁護士労働相談

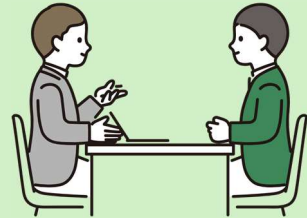
解雇

ハラスメント

長時間労働

賃金不払い

損害賠償



労働問題に関する高度な法律問題について
専門の弁護士が相談に応じます。

予約制

年度内ご利用1人1回限り

令和8年度実施日程

令和8年	4月28日(火)		10月27日(火)
	5月26日(火)		11月24日(火)
	6月23日(火)		12月22日(火)
	7月28日(火)	令和9年	1月26日(火)
	8月25日(火)		2月24日(水)
	9月24日(木)		3月23日(火)

実施時間

- ①13:30-14:10
- ②14:15-14:55
- ③15:00-15:40
- ④15:45-16:25

- ※ 1人1コマ40分間で実施します。
- ※ 労働契約書等の写し、給料明細書、相手方からの通知書等、関係書類をご持参ください。これらの書類はなくてもご相談いただけます。

会場・申込・問合せ

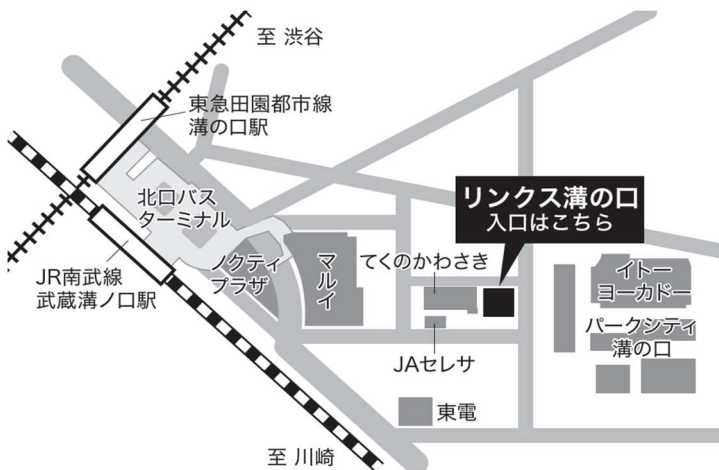
かながわ労働センター川崎支所

電話又は来所の上お申込みください。

住所：川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階

電話：044-833-3141

開庁時間：月曜～金曜 8:30-12:00/13:00-17:15(祝日・休日・年末年始除く)



かながわ労働センター
川崎支所のページ



- ・ 予約受付時に何う個人情報、当日の担当弁護士に開示しません。
- ・ 弁護士の紹介は行いません。
- ・ 当日の担当弁護士から相談者様のお名前、会社名等をお伺いすることがあります。

※ 弁護士法により、弁護士は受託事件の係争相手になりうる方などから相談を受けることが利益相反行為に当たる場合があり、相談内容によっては当日、弁護士労働相談を受けられない場合があります。

JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅より徒歩約5分
※ご来所の際は公共交通機関をご利用ください。